

平成30年度第1回島根県生徒指導審議会

日 時 平成30年11月7日(水)

10:00～12:00

場 所 県分庁舎2F 教育委員室

【事務局あいさつ(教育監)】

平成30年度第1回生徒指導審議会の開催に当たりまして、事務局を代表して一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまことにありがとうございます。委員の皆様には、平素より生徒指導の諸課題に関しまして、それぞれのお立場から御指導、御助言を賜り、この場をかりて厚く御礼を申し上げます。特に昨年度におきましては、島根県のいじめ防止基本方針の改定につきまして、大所高所から貴重な御意見を頂戴いたしました。今年5月15日に改定しました基本方針は、現在、各学校に周知いたしまして、それぞれの学校の基本方針についても各学校において見直しをしている状況でございます。

さて、先般、文部科学省から、平成29年度における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査という調査結果が公表されました。あわせて、県の状況についても公表したところでございます。いじめの認知件数や小・中学校における不登校児童生徒の割合などは、全国的にも過去最多でございました。本県においてもこれと同様の状況でございまして、生徒指導上の諸課題に対する未然防止であるとか早期対応であるとか、そういう取り組みの必要性がますます高まっているという状況でございます。

今日は、この調査結果の概要の説明にあわせまして、少しお時間を頂戴して、県教委として重要課題と捉えております不登校児童生徒への対応について、調査結果の分析、あるいは今後の取り組みを中心に、事務局のほうから御説明させていただく予定としております。限られた時間ではございますけれども、委員の皆様には、それぞれの分野から忌憚のない御意見等を頂戴することをお願いいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局から会議成立及び委員紹介】

<委員10名全員の出席により会議成立(島根県生徒指導審議会規則第5条第2項)>

## ●会長

皆様、おはようございます。

ここにお集まりの方々には申し上げるまでもないですが、生徒指導というと、何かこう、不都合なことというか、問題が起こったときに、という印象を一般の方はお持ちになるのですが、よく、学校教育現場においては学習指導と生徒指導が車の両輪であるというような言い方がされます。私自身は、両輪というよりも、生徒指導のほうが学校教育の土台のところであって、その上で学習指導というのが成り立っていくのだというふうに考えていて、今後、学習指導要領の改訂が見込まれていて、主体的、対話的で深い学びができるということになるためには、やっぱりその土台に生徒指導の問題がきちんに行われていないといけないと思います。

そういう意味で、今日は問題行動、あるいは不登校等生徒指導上の諸課題ということについての全国データ、少し島根県は目立つデータを出しておりますので、そのことについてもコメントいただきたいと思ひますし、そういった事情について検討していくわけですが、どうぞ、御意見のほうは大所高所のところからお願いしたいと思ひています。

### 【会長から会議の公開について協議】

<島根県情報公開条例第34条>

議事1(1)島根県における生徒指導上の諸課題について

公開

議事1(2)意見交換について

非公開（意見交換の内容が個人情報に及ぶことが想定されるため）

<以上について委員了承>

## ●会長

それでは、まず、議事の1番ということで、中身2つございます。1つは、平成29年度の調査の全国の動向と島根県の状況について説明資料1でお願いします。さらに、今日は説明資料2ということで、独自に少し踏み込んだ分析をしておられますので、そのことについても御説明いただきたいと思ひます。

まず、前半、アのところの資料、お願いいたします。

## ●事務局

まず最初に、今回の平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果についてでございますが、お手元にお配りしています資料をごらんになっていただいていると思いますけれども、全体的に申し上げますと、暴力行為というのがこれまでで最多でございます。昨年を上回るという状況でございます。全国平均を上回っているという状況でございます。また、いじめの発生ということで、いじめの認知件数でございますが、これも、これまでで最多という状況でございますが、認知件数につきましては、1,000人当たりの件数では全国平均を下回っており、まだまだしっかりと認知しなければならないというような状況もございます。

それから、高等学校の中途退学者、これにつきましては、昨年から比べると大きく減少しているという状況でございますが、この中で、先ほども会長のほうからも話がありましたけれども、我々が考えているのは、暴力行為にしましても、いじめの発生につきましても、これはしっかりと対応していくことが必要でございます。そのための施策につきましても資料のほうに書かせていただいているところですが、不登校の数が、これまで非常に、全国と比べると高い、高どまりをしているという状況で、これは変わっていないのですが、小学校でちょっと大きく増加しているという状況がございまして。中学校、高校はやや増加というような状況なのですが、やはり喫緊の課題として、全てに取り組みなければいけないのはもちろんですけれども、不登校の未然防止というところに力を入れていくことが、暴力行為や、いじめなどの未然防止につながるのではないかと考えております。学校生活が楽しくて、安全で安心できることが一番大事だと思いますので、先ほど会長さんからもお話がありましたけれども、学習指導と生徒指導が車の両輪というよりも、生徒指導が基盤になってという考え方からしますと、やはり学習にも大きな影響を与えるものだと思いますので、そのためにどこから手を入れていくかということで、今年是不登校の未然防止についてどう力を入れていくのかというところを説明させていただいて、御意見を頂戴できればと思っています。暴力行為もいじめについても、先ほど申し上げましたように指導はしっかりとしていかなければならないわけですが、まずはその切り口として、不登校の未然防止というところがそのほかのことにもつながっていくという考え方から、今回は不登校の状況の分析を進め、その対応を進めながら、暴力行為やいじめの防止にもつながっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、概要を担当から説明をさせていただきます。

【議事 1 (1) ア. 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果】

●事務局

島根県の状況について説明をいたします。

それでは、説明資料 1 のほうをごらんいただければと思います。1 ページ目は、本調査の趣旨となっております。2 ページ目から 16 ページまでが詳細版となっておりますので、順に説明してまいります。

説明資料 1 の 2 ページをごらんください。暴力行為の発生件数ということになっております。公立の小・中・高等学校においては 1, 128 件、前年度比 332 件増、41.7% の増ということになっております。国公立、県全体の合計でも 1, 146 件ということで、1, 000 人当たりの発生件数は 15.6 ということになっております。

(2) のほうですけれども、形態別ですが、生徒間暴力は、小学校、中学校ともに増加。④器物損壊も小学校、中学校ともに増加という傾向を示しております。

続きまして、3 ページ目、ごらんください。(3) になります。加害児童生徒の学年別内訳ということになっております。これも昨年度に比べ、小学校 5 年生、中学校 1 年生の増加が顕著であるということが見てとれます。暴力行為が増加していることについてですが、まず、いじめの正確な認知が進んできたことと同様に、児童生徒の状況を細かく把握し、組織で対応することが定着してきていると捉えております。また、学校内で教職員の認識を共通理解したこと、ささいな事案を報告し合う組織となり、細かく記録をとって対応しているということもあります。3 年連続の増加になりますけれども、特に小学校 5 年生、中学校 1 年生の増加率が高いという傾向があります。後でまた説明をさせていただきます不登校の状況でも同じ傾向があります。廊下を歩行中に同級生がぶつかったことに腹を立てたり、遊びの中でちょっとしたトラブルが起こり、かっとなったりして手が出てしまうケースなど、少しのことでも感情が抑え切れずに暴力行為に及んでしまう児童生徒がいるということが報告をされております。特定の児童生徒が繰り返し暴力行為に及ぶというケースも報告されております。小学校の低学年についてもいじめの認知が進んでおりまして、休み時間のじゃれ合いなども組織的な対応が進んだことによりまして、日常の活動の中でのものが数字として上がっているようになったというふうにご捉えております。暴力行為の件数自体は増加をしておりますが、かといって学校が荒れているという感じではないというふうには認識をしております。学校現場が細かいところまでしっかり目を届かせて

いるあかしであると考えております。

続きまして、4ページ目になります。いじめの発生状況になります。認知件数は、これは公立ですけれども、1,797件、前年度比179件の増、割合にしまして11.1%の増ということです。県全体、国公立合合わせた数字ですけれども、1,831件、1,000人当たりの発生件数は24.5件ということになっております。全国平均が30.9件になりますので、全国平均より若干下回っているという状況です。

(3)ですけれども、いじめの現在の状況ですけれども、解消しているものでも、これ全体で、これ公立の数字ですけれども、1,797件中1,480件ということですので、割合にしますと82.4%が解消しているということになっております。

(4)です。いじめの認知件数の学年別の内訳となっておりますけれども、これも小学校は学年に特徴的な数字はあらわれておりませんが、中学校、高校では、中学校1年生と高校1年生の割合が高いことが見てとれるかと思えます。

5ページになります。(5)いじめの発見のきっかけになります。これも、本人からの訴えが一番多いということになります。あと、訴えやすい状況になりつつあるというふうに捉えております。

6ページのほうに進みます。6ページ、(7)いじめの態様です。いじめの態様としては、冷やかす、からかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われるということが最も高くなっております。続きまして、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするところになります。

いじめの認知件数が増加したことについてですけれども、いじめの認知件数はこれまでで最多の認知件数となっております。校長会を初めまして教員の研修で、いじめの正確な認知に対する啓発を行った結果、法に照らした正確な認知が進んだことというのが要因だったと考えております。また、県立学校に対しましては、指導主事による学校訪問を通じまして、法や基本方針についての周知を図り、各学校において組織的な対応が浸透してきたことによると考えております。各校においていじめの定義が定着し、組織的な対応が行われている結果だと考えております。いじめの認知は、いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っているわけですので、いじめへの対応を積極的に行うためには、しっかりと認知することが大切だと考えております。今後も積極的に認知するように学校現場へ働きかけていきたいと思っております。

続きまして、8ページ目をごらんください。(9)いじめ防止対策推進法についてです

けれども、①いじめ防止対策推進法第12条に規定する、地方いじめ防止基本方針を策定した自治体数ということですが、本調査では、策定済みが18ということになっております。19市町村のうち、策定に向けて検討中（1）となっておりますけれども、これは平成30年4月1日に策定され、現在では全ての市町村で策定されているということになっております。

9ページのほうに移ります。Ⅲ小学校及び中学校における長期欠席の状況となります。不登校児童生徒数ですけれども、これは小・中学校ですが、合わせて882人、前年度比101人増で12.9%の増ということになっております。

10ページ目をごらんください。不登校の要因についてですけれども、不登校の要因としてはさまざまなケースがありますので、一概にはちょっと言えないというところがあります。学校における不登校の分類として、人間関係に課題と、無気力、不安の傾向がある場合、そのうちの区分では、小学校、中学校ともに共通して、いじめを除く友人関係をめぐる問題、友達と合わないなどですけれども、その他、学業の不振が要因となっていることが見てとれます。特に中学校では、入学、転編入学、進学時の不適応や進路にかかわる不安も特徴的な要因となっております。

(6)です。不登校児童生徒への指導状況です。指導の結果、登校ができるようになったのは882人のうち228人で25.9%。登校には至らないが好ましい変化が見られるようになったのは882人のうち191人、全体の21.7%ということになっております。不登校になった児童生徒の指導については、学校復帰のみがクローズアップされがちですけれども、生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるというふうになっております。再登校を強調することで、不登校児童生徒や保護者を追い詰めることがないように配慮することも求められております。

不登校については、説明資料1の説明を終えた後で、改めて、説明資料2を用いまして担当から詳細を説明させていただきます。

続いて、13ページに進みます。高等学校の長期欠席者のうち不登校生徒の状況について説明いたします。不登校生徒数は218人ということで、前年度比10人増、割合にして4.8%の増となっております。

(3)ですけれども、不登校生徒の学年別の内訳ですけれども、前年度、全日制ではやや増加、定時制は横ばいという動向を示しております。やはり1年生が多いという状況が

見てとれます。

14ページをごらんください。(5)不登校の要因です。全日制、定時制ともに不登校の分類として、学校における人間関係に課題、無気力、不安の傾向がある場合、そのうちの区分としては、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振、進路に係る不安が要因として上げられております。特に全日制では、入学、転編入学、進学時の不適応も特徴的な要因となっております。

(6)です。不登校生徒への指導結果状況ですけれども、指導の結果、登校できるようになったのは218人のうち88人で40.4%。登校には至らないが好ましい変化が見られるようになったのは17.0%ということになっております。

15ページをごらんください。高等学校中途退学者の状況です。合計で219人、前年度比98人の減、30.9%の減というふうになっております。

(1)の退学者数ですけれども、学校生活・学業不適応、あるいは進路変更による退学者が多いということになっています。通信制のその他の生徒には、在籍はしているが、科目履修届が提出されない、あるいは連絡がつかないなどの活動していない生徒を除籍した部分によるもの、前年度より非活動生の除籍数が減少しているということがあります。通信制課程の場合ですけれども、その在籍は10年間となっております。規則上1年間以上連絡がつかない場合には、校長が除籍をすることが可能なのですが、実際に1年以上連絡がつかない場合でも、すぐに除籍をしていないという現状がございます。

(2)です。懲戒による退学者数ですけれども、懲戒による退学者数はありません。

高等学校の中途退学者の減少についてですけれども、前年度が多かった主な理由としては、通信制の活動していない生徒を除籍したことによる増加でありました。今回は、除籍した生徒数が減少したということで、あと、まだ全日制の中途退学者というのが減少したことによるというふうを考えております。あと、中学校と高等学校との連携が進み、中学校段階でのキャリア教育や高校のオープンキャンパスなどの学校説明会等による高等学校入学に関する広報活動により、ミスマッチが少なくなっているものだと考えております。

16ページをごらんください。教育相談の状況です。教育相談の件数は2,799件、前年度比686件の減、割合にしますと19.7%の減ということですが、これは、市町村教育委員会所管の機関における相談件数の減少によるものです。相談の方法についても、検討する必要があるというふうには考えております。

ここまでが詳細版ということになります。

続いて、概要版の説明に移ります。概要版では、数値の概要と、ページの下部に枠囲いで、それぞれの諸課題に対しての学校における取り組みについて記載をしております。ここからは、その取り組みについての説明をまいります。

17ページのほうをごらんください。暴力行為に対する今後の対応になります。(1)未然防止対策の推進ということで、児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等、これはアンケートQUというものを島根県が実施しておりますけれども、そういったものを活用した親和的な学級づくりによる児童生徒の所属感や自己有用感を高める取り組み。子供の小さな変化を見逃さずに対処するという、早期発見、早期対応の姿勢を確立する。対人関係形成能力の育成。特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進。(2)生徒指導における教育相談体制の活用と充実ということで、教育相談コーディネーターを中心とした体制の確立。(3)保護者、他校種、関係諸機関との一層の連携強化ということが上げられます。

続きまして、18ページをごらんください。いじめの問題に対する今後の対応です。いじめは決して許されないことをその都度繰り返し指導することはもちろんのことですけれども、それを踏まえて、枠の中となります。(1)学校の取り組みの一層の充実、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの推進ということで、いじめを見逃さない、見過ごさない学校づくり。いじめ対策組織を中心とした対応体制整備及び強化。未然防止の取り組みの推進による魅力ある学校づくり、人権教育、道徳教育、体験活動等の充実等。日常の観察、面接、調査(アンケート)からの早期発見、早期対応。児童生徒の学級満足度を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり。県のいじめ防止基本方針の改訂に伴います学校いじめ防止基本方針の点検、見直し。スクールカウンセラー等の活用による教育相談体制の充実。(3)いじめの未然防止の取り組みや適切な早期対応等の理解、生徒指導に係る校内研修の充実。(4)いじめ防止対策推進法、島根県いじめ防止基本方針に基づく取り組みの推進。関係機関との連携強化、いじめ問題対策連絡協議会、あるいはいじめ等対応アドバイザーの活用ということがあげられます。

19ページをごらんください。小・中学校における県の不登校児童生徒数がここにもあげられておりますけれども、県全体としては892人ということになっておりまして、1,000人当たりで16.8人ということになっております。全国平均は14.7人ということになっておりますので、小・中学校合わせて、全国より多いという数字になっており



ます。

小・中学校の不登校児童生徒への今後の対応についてですけれども、これは後ほど担当のほうから詳細の説明にあわせてお話をさせていただければと思います。

続きまして、20ページのほうに参ります。高等学校の不登校生徒の状況です。県全体としては280人、1,000人当たりの発生件数が14.9人。全国平均が15.1人ですので、若干下回るというところです。

対応としましては、下の枠囲いになりますけれども、(1)中高連携による早期の情報共有。(2)教育相談体制の充実。スクールカウンセラー活用事業、あるいはスクールソーシャルワーカー活用事業。これは県内、宍道高校・浜田高校定時制に配置。ほかの県立学校へは派遣ということで行っております。それと、教育相談員の配置事業。宍道高校と浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に配置をしております。教育相談コーディネーター養成研修。(3)生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりということで、アンケートQUの活用。これは高校1、2年生を対象に年2回実施をしております。アンケート調査を活用した学級集団づくり研修。これも基礎編と応用編ということで年に2回実施しておりますけれども、その活用。(4)教職員の資質の向上ということで、生徒指導に係る研修の充実、あるいは学校訪問による指導・助言。これは、3年間で全ての県立学校に指導主事が出向き、指導・助言をするということにしております。

最後のページ、21ページをごらんください。高等学校中途退学者の状況ということになります。高等学校中途退学予防等への対応になりますけれども、これも下の枠囲いのほうに上げておりますが、中高連携による早期の情報共有。繰り返しになりますので(2)、(3)は省略したいと思います。(4)教職員の資質の向上ということで、これも前ページと同様になります。あと中途退学者への支援ということで(5)連絡調整員活用事業、これは宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点校として、連絡調整員というものを活用する事業を実施しておりますので、この活用を推進していくということになります。

説明資料1については以上になります。

## ●会長

ありがとうございました。

議論は後から非公開で行いますが、質疑については公開でもよいと思います。全国の状況と県の状況と去年との違いみたいなことを少しお話しいただいたので、ここまでのとこ

ろで少し御質問があれば承りたいと思います。

●委員

先般、10月26日の新聞に、いじめ重大事態最多という、1面トップでこういう記事が出ておりました。昨年はいじめの重大事態に対する方針も改正されたわけですが、この内容を見ると島根県では17件ということなのですが、先ほどいじめ対策の各市町村の話も出てきたのですが、実態としてどんな感じのものがどれぐらい起きたのか、内容的なものをちょっと教えていただければと思います。

●会長

17件は結構個人の情報を特定する可能性があるのですが、そのことについては、後ほどの回答にさせていただきますでしょうか。

●委員

承知しました。

●会長

非常に重要な御質問いただいたのですが、それは後ほどということで、もう少し全体的な状況についての御質問があれば。

先ほどの学校での暴力件数ですね、数値だけみるとあまり気にならないのですが、都道府県別に棒グラフにしたものがネットのニュースで流れており、それを見ると島根県がかなり突出した山になっていて、少し気になっておりました。高校は全国よりもむしろ低いか同じぐらいの感じですが、小・中学校について、暴力件数のところで、先ほどは、学校現場が荒れているということではなくて、むしろ目が届いているというふうに認識しているというような御説明があったのですが、それでよろしいのか、その根拠についてむしろお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

●事務局

学校現場から数字が上がっているこの数字でございますが、文部科学省が、こういう程度と示した暴力行為、またはそれ以上のものについてカウントして、調査の数として報告してほしいというものがあるのですが、学校現場から上がってきた状況の中に、その程度に至っていないものも多数含まれておりまして、先ほどの説明にもありましたけれども、今までは担任が子供たちのトラブルなんかでいろいろあったもので、もうやめなさいと指導して、それで終わっていたところを、その中でいろんなトラブルがあったものについて、これは暴力があったということで、それを学校の組織にも報告し、数もきちんと計上する

というようなことがありまして、実際には、示されているもの、程度に至らないものも多数あるということを我々は把握しております。先ほども申し上げたように、数字の割には荒れている状況にはないという認識をしていると考えております。

●会長

全国的に示されている基準に到達しないような軽微のものでもむしろ積極的にカウントした結果、こうなりましたという御説明でよろしいですか。

どんなものをカウントしているかということについては今例示がありましたので、それでよいのではないかと思います。例えば同じような子供たち同士の間で、ずっと同じような案件が頻発していて頻度が上がっているのか、それとも、全く違う関係性の中でたくさん起きているのかということによって状況はかなり違うので、せっかくだったらそういうところも把握されて、どういう状況かということについて根拠を持って説明していただければいいのですが。この数字の上がり方、あまり普通ではないので、やはり基準に達しないものは反映させないほうがよいかもしれませんね。隠せということを行っているのではなく、県の段階ではきちんと把握されて、ただし、全国調査の数字としては適切な比較データとなることも大切ですので、そこでは反映させないというのが正しい考え方かもしれませんし、島根県だけ感度よく出してもいいことは余りないと思いますが。その辺は少し、いろんな解釈の幅の中で調整されたらいかかなというふうに個人的には思いますが、いかがでしょう。

●事務局

はい。

●会長

把握すること自体はいいことなので、感度よくやっていただければいいのですが。

●委員

以前から思っていたのですけれども、ここの中に特別支援学校というのは入っていないのでしょうか。

●会長

入ってないですね。暴力行為は、全国調査自体が特別支援学校は入ってない。特別支援学校が入っているのは、いじめのところと教育相談のところですね。

●事務局

それのみです。

●委員

いや、そのあたりが、文科省の調査がそうであるということだと思っておりますが、今、特別支援学校、特に知的の学校は本当に高等部が膨れ上がってしまっていて、県内特別支援学校の高等部に入学してくる1年生は200人ぐらいだと思います。高等部だけ全体でも600人ぐらいの数になります。そうしたときに、この小学校・中学校の中には特別支援学級も入っていて、そういった子供たちが上がってきているのに、特別支援学校だけ抜けているというのは、全体を見るという視点からするとどうなのかという思いを持っていますけれども。

●会長

確かに御指摘のとおり、高等部でそういった小競り合ひ的の案件が多いのは私も承知しているもので、逆に言えば、そこを上げてくると少し違った数字が見えてくることあるでしょうね。これは全国調査の問題ですけども、どうでしょうか。これ県の中でも独自に数字をとっておられるわけではないですね。

●事務局

文科省の調査に合わせて報告を受けているという状況であります。

●会長

わかりました。そういう状況だそうです。

●委員

ちょっと確認の意味でお聞きしますが、不登校の「要因」とか、そういう言葉もあるのですが、これは文科省の言葉が調査の段階で「要因」となっていますか。

●事務局

そうですね。

●委員

そうですね。「要因」といったら、かなり要のものを言うわけであって、誰がどう判断するのかわからないですけども、何かきっかけは学校にいっぱいあるんですよね。きっかけ的なことはいっぱいあって、その中で自分で消化したり我慢したり、いろいろして生活は行われていくんですけども、果たして「要因」という言葉がいいのかどうかというのは、自分ではわからないですよ。どこかに入れるとか、「その他」もないという状況で、本当にどこかに当てはめないとけないというような教員側の心理に絡む数当てゲームみたいになってしまうのではないかなという思いもします。

●会長

これは、複数回答ができない項目ですよ、**「要因」**の部分。

●事務局

分類はできます。

●会長

分類はできる。

●事務局

はい。

●会長

2つにすることができないですよ。

●事務局

分類については、縦の列ですけども、これはどこかに必ず振り分けるものです。

●会長

学校に係る状況、家庭に係る状況、左記に該当なしという大きな3つですよ。学校に係る状況の中で、学校、家庭に係る要因の区分、いじめかいじめを除く友人関係か、何か何かと分けているときに、学校にも家庭にもというような分類はできないってことでしょう。

●事務局

左側の縦の欄は、どこかに必ず分類しますが、横の欄については、複数回答ができます。

●会長

国の調査で**「要因」**という言葉を使っていて、これ昔からよく言われるんですけど、県によっては、欠席を病気のほうに分類してみたり不登校に分類してみたりというような状況がありますね。そういう課題はあります。

●委員

もう一つ確認ですけれども、15ページに通信制課程の退学者等については、**「その他」**に上がっている数が大変多いのですが、これは**「不明」**なのか、それとも何か項目が言えるのか。

●事務局

先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、履修届を出さないとか、連絡をとっても連絡がとれないという場合には、何年かたつと除籍という手続をいたします。その除

籍になった生徒さんの数が「その他」の数になります。

●委員

その他に全部入っているということですか。

●事務局

はい、そうです。

●委員

わかりました。

●委員

4ページのところにいじめの現在の状況というのがあります。この中で、「解消しているもの」と「解消に向けて取組中」、そして「その他」というのがありますが、この「その他」にどういう内容が入ってくるのでしょうか。

●事務局

学校にいないとか、学校を転校してしまったとかいうような状況でございます。

●委員

転校したことで解決、解消したってところまでは把握できてないのでしょうか。

●事務局

解消したというよりも、異動して、そういう状況はなくなったという状況ということだと思います。

●会長

校内ではそういう状況はなくなっているということで、今はネットでつながっている社会だから、案外そういう状況の後でもそういった問題がある可能性はあるということですね。

●委員

きのうも何かニュースで言ってましたですね。わかりました。

●委員

5ページでございますが、(6)のいじめられた児童生徒の相談状況のところなのですが、一番右側の、誰にも相談していないというところが、小学校ですと75人、中学校は37名ですが、これはほかのことからこうしたことの、生徒さんのことがわかったということによって把握されたということですよ。

●事務局

はい。

●委員

それで、その方は、被害に遭われた方なんでしょうけど、その方はどういう理由で相談をされていないのか、例えば親さんにも言われなし、学校の先生にも相談されなしで、ほかのほうから発覚したという形だと思うのですが、そういうふうなことはお尋ねされていませんか。

●事務局

中身までは詳しくは承知をしませんけれども、全体の5%に当たるところが、今おっしゃっていただいたような相談していないということで発覚をしているということですので、その後は対応はしていると思いますけれども、最初の段階では、そういうことであつたということでございます。

●委員

一般的といいましょうか、相談ができなかつたことはなぜだろうかということがやはり根底というか、そういうこともとても大事かなと思つたりします。それから、その方自身がいじめというふうに感じていらしやらなかつたかもしれませんし、いろいろなことが考えられると思いますけれども、そうしたことにもまたもっと気を配っていただけたらというふうに思います。

それから、6ページですけれども、いじめの態様のところで、右から2番目のパソコンや携帯云々と書いてありますけれども、ここの欄の件数がちょっと少ないといいましょうか、何か私が、これ複数回答ですので、例えば一番左側のほうの、冷やかしか仲間外れとか、そういった部分にかかわっている部分もあろうかと思つたけれども、かなりもう小・中学校の段階でスマホなどもお持ちの方がたくさんいらっしゃるようになっておりますが、ちょっと数字的に少ないなというのを感じました。複数回答となつてはおりますけれども、ちょっと少ないという印象を持ちました。

●会長

全国的な動向との比較という話になると思つますが、全国的にもここの欄は思つたほど多くはないですよ。どういう把握、左のほうに入ると余りカウントしないのかもしれないし、ちょっとわかりませんね。

●委員

そうですね、はい。

●委員

9 ページ、不登校の長期欠席についてですが、どれぐらい実際に休んでおられるのか。例えば最低は30日ですね、最高だとかなり長いと思いますけど。中央値、平均値を出して意味があるかどうかわからないですが、恐らくかなり長いこと休んでおられるのかなという気がするので、そのあたりは実態として把握できないものかということ。

それから、10 ページに、指導の結果、登校することができるようになった児童生徒というのがあるのですが、これは恐らくかなり早期に介入されて成功するものなのかな、ある程度固定してしまうとなかなか難しいのではないかという印象を持っております。そういったことと照らし合わせながら、両方、不登校の期間と成功例の介入時期みたいなところを、大変かもしれませんがもしできれば教えていただくとありがたいですが。

●事務局

不登校についてはこの後でまたちょっと。

●委員

わかりました。

それから、もう一点、不登校の要因のところ、「『不安』の傾向がある」、これ一番多い数字になっています。「『不安』の傾向」とは、非常に漠然としていて、場合によって、無気力とか学校における人間関係を反映しているかもしれません。どういったことでこの「『不安』の傾向」というのが取り上げられているのかを把握されているのか。これは、文科省がこういうふうに分類されているのですね。その背景はどうなのでしょう。

●会長

そのどれに当たるかは、第一次的には多分担任の先生で判断されて、全体的には学校としての判断での数字が上がってきているものです。

●事務局

そうです、おっしゃるとおりです。

●会長

ありがとうございました。

私の聞き落としかもしれないですけど、自死についての調査が出ていると思いますが、県内の状況について、数字は上がっていましたか。

●事務局

いじめによる自死というのは、ここには書いていません。



●会長

いじめによるではなくて、全体の調査項目の中に自死の項目があったと思いますけれども。1ページの調査項目でいうと、教育相談の前のところにあったように思いますが、全国の調査ですね。調査VIのところの最後に、ここは、国は自殺という言葉を使っていますが、県は自死という言葉を使っている。ほかの数字は全部御紹介いただいたので、そこだけ抜けているとちょっと変な感じがするので、もしわかれば教えていただければと思います。

●事務局

いじめによるものはなかったというふうに把握はできていますけれども。

●会長

全体に、それとは関係なく、特に高校生などの自死の問題が出てきているので。

●事務局

昨年度はありません。

●会長

ゼロですか。

●事務局

29年度はありません。

●会長

県内ゼロですか。学校の把握と警察の把握は少し違うということが、全国的にも少し課題にはなっていますね。ありがとうございました。

そのほかあろうかと思いますが、また意見交換のときに少し質疑を深めていきたいと思っておりますので、次に、説明資料の2として、不登校及び不登校傾向の児童生徒に関して少し突っ込んで調査していただいておりますので、御提案もあろうかと思っておりますので、その点について御説明をお願いいたします。

【議事1(1)イ. 「不登校及び不登校傾向の児童生徒に関する調査」結果】

●事務局

不登校及び不登校傾向の児童生徒に関する調査結果から、島根県の小・中学校の不登校の状況等について御説明させていただきます。説明資料2を準備しております、ごらんください。

表紙を開いていただきますと、裏面のところに、不登校児童生徒等について説明を記載しておりますので、御確認ください。

それでは、状況について御説明いたします。少し資料の順序が前後いたしますが、先に2ページ、3ページのグラフをごらんください。

全体的な状況について御説明いたします。左側が小学校ですが、2ページの1のグラフは、小学校における、5年間の不登校及び不登校傾向児童数の推移をあらわしたものです。小学校の不登校児童数は、ここ5年間増加傾向にあり、特に28年度から29年度にかけては220人から306人と、およそ1.4倍に激増しております。不登校傾向児童数につきましては、これも同じく増加傾向にはありますが、不登校児童数に比べますとやや緩やかな変化ということが言えると思います。

続いて、下の段の2のグラフですが、これは、27年度から29年度、3カ年間の学年別の不登校児童数の状況をあらわしております。これを見ますと、小学校は学年が上がるにつれて不登校児童数は多くなり、どの学年においても、この3年間で増加しているということがわかります。また、28年度から29年度にかけては、特に高学年での増加が著しいということがわかります。

続きまして、隣の3ページが中学校の状況です。中学校の不登校生徒数につきましては、ここ5年間、25年度を最多に、その後、上回ることはなく、ほぼ横ばいの状況にあります。ただ、いずれも高い水準で推移しています。28年度から29年度につきましては、小学校が激増したのに対して、中学校では微増にとどまり、不登校傾向生徒数もほぼ横ばいの状況にあります。

また、学年別に見た場合、下のグラフですが、学年による差や増加の幅につきましては小学校ほど顕著ではなく、全学年において一定数の不登校生徒がいる状況であるというふうに言えると考えております。

続いて、資料を戻りまして、1ページのグラフをごらんください。こちらは、全校児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合の推移についてあらわしたものです。右側のグラフにありますように、小学校における不登校児童数の割合は、島根県、全国ともに増加傾向にあります。この5年間、島根県は常に全国の割合よりも高い値で推移しており、また、28年度から29年度の増加率は、全国のそれと比較しても著しい増加であることがわかります。中学校につきましては、25年度は全国より高くなっておりますが、その後はほぼ全国並みの割合で推移しています。割合で見ますと、中学校は全国並みではありますが、

小学校に比べると、全校児童生徒数に占める割合は非常に高いことから、中学校における不登校対策も重要な課題であると考えております。

ここまで、不登校児童生徒数の増加傾向について、あるいは高い水準で推移しているという状況について御説明してまいりましたが、続いて、これらの状況について、新たな視点で分析した結果について御説明をいたします。

資料の4ページと5ページをごらんください。ここでいう新たな視点といいますのは、不登校を継続数、新規数というように着目した考え方です。継続数というのは、前年度も不登校であった児童生徒数のことをいい、新規数というのは、前年度は不登校でなかった児童生徒数のことをいいます。この継続数と新規数を区別してみますと、不登校についてまた新たな状況が見えてまいります。

具体的には、まず4ページの一番下、3番の、5つグラフが並んでいるところをごらんください。これらは、27年度から29年度の学年別の新規不登校数の推移をあらわしているものです。ちょっと前後して申しわけございませんが、一番上の1のグラフで学年ごとに見ますと、学年が上がるにつれて不登校数は増加しているという傾向が見えます。そして、これは色分けをしておりますけども、濃い色であらわしているのが、先ほど申しました継続数というものの、そして、明るい色であらわしているのが新規数というもので、積み上げることで総数をあらわしています。そして、もう一度下の欄のグラフに戻っていただきまして、下の中央の4年生のグラフをごらんください。これを例にとりますと、この真ん中のグラフは、29年度に4年生になる児童を27年度から経年で不登校数を見た様子をあらわしております。そうしますと、不登校数そのものは、2年生のときには合わせて12人、3年生になりますと30人、4年生になりますと57人と増加しております。この状況を継続と新規の視点から見ますと、27年度、2年生のときには不登校児童数は12名ですが、28年度の3年生になったとき、3年生の不登校数の中の継続数というのは9名です、濃いグラフであらわしている人数ですが、そうしますと、矢印が下がっておりますように、2年生のときに比べて、3名は不登校の状態が改善されたと考えられます。しかし、その年、3年生の年に、新たに21人の不登校が出てきました。つまり、新規数が21人出現したことで3年生の不登校数は30人となり、結果的に前年度、2年生のときの12人よりも増加しているという状況になります。続いて、その学年が29年度、4年生になっときの様子を見ますと、継続の不登校数は20人になり、こちらもやはり前年度30人であったところから10人減少しています。しかし、また新規の不登校児童が3

7人出現することで、4年生として、結果的には57人となり、やはり前年度より増加するということが起こっております。

これと同様の見方をしますと、小学校、中学校、グラフを並べておりますが、どの学年においても矢印が下を向いている状況からも、不登校の継続数というのは毎年減少しているということがわかります。つまり、継続数に着目した場合には、前年度不登校であった児童生徒のうち、一定数は毎年不登校の状態が改善され登校するようになっているということがわかります。

これにつきましては、不登校児童生徒への適切な対応による成果であり、各校で個に応じた対応、支援に丁寧に取り組んでいただいている成果であるというふうに考えております。よって、総数で見たときに、雪だるま式に毎年不登校児童数は増加をしているわけですが、一定数は毎年改善され、継続数は減少を続けているということがわかります。このことは肯定的に評価できるのではないかと考えます。ただし、先ほども説明しましたように、どの学年においても減少した継続数の上に、それを上回る数の新規数が積み上がることで、結果的に不登校児童生徒の総数は増加しているということが言えます。

そこで、新規数に注目してみますと、今、2ページに並べておりますグラフ、真ん中の段、2のグラフをごらんください。左の小学校では、学年が上がるにつれて新規数は増加する傾向にあります。そのピークは5年生で、6年生になると新規数は少し落ちつきます。全国的に見ますと、全国では、5年生から6年生にかけても、そのまま新規数は増加するという傾向にある中、島根県では、6年生が若干新規数の出現率が下がるという特徴が見えます。これにつきましては、島根県の6年生において、学校生活における自己有用感を味わえるような機会がふえること、あるいは卒業や中学校進学に向けての見通しが持てるなどの、そういった6年生ならではの学校生活が充実していると感じられるような状況が新規を生み出さないことに影響しているのではないかと考えております。

具体的に申しますと、小学校では、児童会活動ですとか行事ですとか、そういったところで6年生が活躍する場面、あるいは登校班ですとか掃除の班とか、縦割り班で活躍する中で、下学年から慕われる、信頼される、頼りにされるような場面がふえることで、そういった自己有用感などが高まっていったのではないかと推測しております。

中学校では、新規数のピークは、1年生で、その後、学年が上がるにつれて減少しております。これにつきましては、全国的にも同様な傾向が見られます。中学校の1年生は、新しい環境や集団への適応、あるいは学習内容や学習スタイルの変化への適応などの難し

さが一つの要因として考えられるのではないかと考えております。一方で、国立教育政策研究所の研究データによりますと、中学校1年生の新規数の中には、不登校ではないけども、小学校時代に病欠等含む欠席が30日を上回る経験がある生徒が含まれているというデータもあります。このことから、中学校での新規不登校生徒の出現を未然に防ぐには、やはり小学校段階での欠席状況にも留意することが必要であるというふうに考えます。

ここまで、不登校の状況について説明をしてまいりました。これらを踏まえまして、今後の不登校対策について説明いたします。先ほどの概要版資料、説明資料1の19ページの下の枠の中もあわせてごらんいただきながら、御説明させていただきたいと思っております。

まずは、全体的なこととして、先ほど申し上げましたように、不登校児童生徒数を継続数、新規数に着目して考えたときに、継続数は各学年で減少の傾向にあり、不登校への初期対応、早期発見、早期対応については一定の成果が見られていると考えます。校内のみならず、専門家等も含めた多職種によるチーム学校としての対応、あるいは個に応じた細やかな対応、支援が機能していることによる成果ではないかと考えています。

しかし、不登校状態にある児童生徒が登校するようになるのは容易なことではない上に、登校自体が好ましい選択肢ではないケース等もございます。よって、不登校児童生徒には社会的自立を見据えた、個に応じた支援が必要であります。また、不登校児童生徒の中には、登校はできていませんが、教育支援センター等に通所するなど、また、そういった学校外で社会的自立に向けた営みの過程にある児童生徒もいます。そこで、不登校を減らすには、これまでどおり継続数を減らす取り組み、これについては一定の成果があらわれておりますけども、それに加えて、新規数を抑える、つまり、新たな不登校を出さない取り組みが必要であると考えます。特に、新規不登校の出現率が高い小学校5年生に向けて、その前段階である3年生、4年生で不安や課題を抱えているという状況、これに着目して、不登校の未然防止の取り組み、あるいは不登校傾向があらわれ始めた場合の早目の対応が必要であると考えています。また、中学校での新規数には、少なからず小学校での欠席状況が影響していることから、小学校での不登校対策が中学校での未然防止において重要であるというふうにも考えております。

では、不登校対策について、未然防止、初期対応、自立支援といった3つの視点から具体的な取り組みについて説明いたします。先ほどの概要版の19ページのところですが、先ほどの説明と重複するところもあろうかと思っておりますけども、御説明させていただきます。

まずは、未然防止についてですが、具体的な取り組みとしましては、アンケート調査等

を活用し、児童生徒の個々の学校生活における満足感、あるいは学校生活での意欲の状態などを把握したり、学級集団の雰囲気や集団の成熟状態を確認したりすることで、不登校の未然防止につながる取り組みが可能になると考えます。未然防止の取り組みは全ての児童生徒を対象としたものであり、学校、学年、学級を魅力ある場所と感じられるようにする、そういった取り組みが必要であり、あらゆる教育活動において居場所づくり、この居場所づくりは主に教職員が主導で取り組み、そして、絆づくり、児童生徒が主体となって取り組み、これらを進めることが大切であると考えます。学校が楽しい、あるいはみんなが何かをすることが楽しい、授業に主体的に取り組んでいる、授業がよくわかるなどと、児童生徒が感じられるかどうか、そういった視点に立った集団づくり、授業づくり、そして魅力ある学校づくりが重要であると考えます。

また、初期対応においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制の充実、あるいは教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の整備を促していくことが大切です。特に、不登校の背景等が多様化する小学校において、子どもと親の相談員の配置、あるいは中学校においては、学びいきいきサポートティーチャーの配置等により不登校対応体制の充実を図り、各校での不登校対応体制を整備し、児童や家庭への支援の充実を図っていくことが大切であると考えます。また、そのような取組をより効果的なものにするために、教育相談コーディネーターの養成研修や生徒指導実践研修等を開催し、教職員の資質の向上もあわせて図っていく必要があると考えます。

最後に、不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組としまして、教育支援センター等を初めとする関係機関との連携、また、各種専門機関との連携を密にして、長期的なビジョンに立った、その子にとって最良の支援を行う必要があると考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

#### ●会長

ありがとうございました。

少し突っ込んだ分析をしていただいて、経年的な推移の動向を見ながら、数字の上から傾向について御説明をいただいたと思います。これに関しても議論は後からまとめてしたいと思いますが、まずは、このデータ等について御質問があれば、ここでお受けしたいと思います。お願いします。

#### ●委員

用語の意味の整理をさせていただきたいのですが、資料2の最初のほうに、不登校児童生

徒とはとか、不登校傾向児童生徒とは、この辺わかるのですが、翻って資料1に出てくる長期欠席という、この意味を教えてくださいたいです。

●会長

先ほど少し御質問もありましたが、長期欠席ということについての定義があれば。

●事務局

おおむね30日を超えるような欠席を長期欠席と言っておりまして、その中の区分として資料1のほうには書いております。その中で、不登校という分類に当たるものについて抜き出して、計上しています。

●委員

そうすると、不登校傾向児童生徒は、長期欠席者ではないという意味ですか。

●事務局

そうです、はい。

●委員

わかりました。

●事務局

懸念はされると、心配はされるという状況が傾向となります。

●委員

わかりました。

あともう一ついいですか。資料1の19ページの下の囲いに出てきます、(2)の、子どもと親の相談員です。これ小学校に配置されるということですが、これは大体どういうものかというのを教えてくださいたいでしょうか。

●事務局

子どもと親の相談員というのは小学校、どちらかというと大きい小学校で、不登校の子どもが多い学校に配置され、不登校の子どもに対応したり保護者に対応するのはもちろん、不登校にならないようにするために、一緒に活動しながら相談に応じるとか、そのほか保護者の悩み、子育ての悩みについて相談に応じるなど、不登校を未然に防止するというところも含めた対応をしている相談員でございます。

●委員

大体どういう方がなられているのでしょうか。

●事務局

どういう方というか、学校で子供たちと一緒に遊んだり…。一緒に、勉強を教えたりするわけではないので、教員という資格が必要ではないですけども、地域の方もおられます。

●会長

特に資格等があるということではなくて、各学校で囑託として探して、来られているということですよ。

●事務局

そうです。

●委員

わかりました、ありがとうございました。

●委員

例えば4ページの各学年別でどう推移していったかという、推移という言葉が当たっているかどうかはわからないですけども、これは別集団なので、追跡ではないですよ。

●事務局

3番の下のものについては、これは経年で、同じ学年をずっと見ております。

●委員

ああ、そうでしたか。

●事務局

ですので、例えば今4年生の子供たちが、去年3年生のときの数字が真ん中にあります。一番左が2年生のときということでございます。

●会長

同じ集団を追っているということは、信頼性が高いということですね。

●委員

もう一つ、新規という言葉がちょっとなじめなくて、突然変異みたいに現れているような意味にとってしまいます。休みがちだった子が30日のラインを超えてしまったということで、出現というのも何か変な感じですけども。何か言葉を、自分でも今、「じゃあどんな言葉がいいか」というと思ひ浮かびませんが、急に人間が変わることもないので、徐々に徐々に、そうなったのだろうなというような感じの言葉がいいのではないかと思います。

●事務局



これは国の研究機関のものに沿って使わせていただいているものでございます。

●委員

ああ、そうですか。

●事務局

文科省もこの言い方で説明をしておりますので、これに合わせてやらせていただいている。おっしゃられた意味は十分わかります。

●委員

それで、昔から不登校が出現…、メンデルの法則ではないですが、そういうのとまた学校は違うのでは、というのはずっと思っていました。出現したとか、そういうのと違うような気がするので、言葉遣いに気をつける配慮は必要だと思っています。

●事務局

はい、承知いたしました。

●会長

新たに国で言う不登校のいわゆる長期欠席の基準に達したという意味ですよ。

●委員

例えば低学年のときにちょっと休みがちであった。それが中学年あたりで少し改善されて、30日まで休まなくなった。それでまた5、6年生になって、勉強が難しくなったりして、あるいは友達関係で、また休み始めたという、何かそういう子供の中での揺れみたいなものがきつとあるような気がするのですが、そういう場合、例えばこの新規という形でまたもう一回となるのか。

何か、子供一人一人の中では揺れている子供が多いような気がしますね。

●会長

それもそうですね。揺れの幅が何らかのきっかけで小さくなってなくなっていく方もあるし、逆に大きくなってしまいう子もいるのでしょうか。

●委員

この48とか40の子供さんたちの過去をもっと分析して、もしかしたら1年生のときにちょっと問題があったかなとかいう子が、6年生ぐらいになってからぱっと出たのかもしれない、これ分析してみなければわからないということですね。

●会長

そうですね。国のデータでも言われているのですが、結構な数になる、いわゆるビッグ

データですよ。それについてずっと経年的に追っていったらどうなのかという話を本当にやろうと思ったら、相当本気の解析が必要なので、専門の人がやらないと無理でしょうというところがあります。国のほうでは、毎年毎年の状況をこういう形で捉えていて、それを県のほうでも発表したものを整理しているという形の中で議論しているのです、おっしゃるような疑問はごもっともで、やはり長期的に追っていったら、大きな分析をしないとわからないですよ。

#### ●委員

先ほど小学校のときの傾向と中学校のときの傾向は関連があるだろうということで、その辺は調べてみなければいけないような話をされたのですが、やはりそうだと思います。1人の子供さんの成長過程において、ちょっとしたことにつまずきを感じやすい子とそうでない子はたくさんいるので、そんなことがやっぱりわかっている、この子たちにターゲット、この子たちの気持ちにちゃんと対面できるかな、寄り添って話を聞ける人がいるかないかっていうのは、小さいときからやっぱりずっとかかわっていかないといけないなというのを感じて聞いていたのですが。

#### ●会長

今もありましたように、このデータだけで見ていくか、それとも例えば、アンケートQ Uのデータとこのデータとのクロスを見ていくとか、それから、一見関係ないようだけれど、学力の調査と、それから学校での暴力件数の関係を見ていくとか、そういったいろんなデータを突き合わせてみるみたいなことも本当は必要ですよ。県の1つの部局の中でそういったことを十分にできるというのはなかなか難しいことだと思いますが、本当はせっかくなっているデータだから、データとしての関連というのをちゃんと見ていくことも必要でしょうね。

だんだん意見交換になってきておりますが、質問についてはほかにないでしょうか。

#### ●委員

教育相談の状況ということで、いじめのスタイルの型でネットの話も出ましたけど、今どき、教育相談の仕方ということで、ラインとか、そういうふうなものが設置されているのかとか、どういう形になっているのか、ほとんど電話と訪問と巡回というか、物理的な何か、もっと時代的には違うものが必要かなって思いながら。

#### ●会長

いかがですか。分類としてはこれだけしか出てきてないけれども、ほかに行われている

実態はありますか。

●事務局

29年度につきましては電話と、それから面談による相談というものがほとんどでございました。

●会長

なかなか子供たちは、今、電話相談も抵抗があって、やっぱり生の人間が出てくる、生の声がするのがだめで、文字のほうがいい、あるいはチャットみたいなものもいいということもあって、時代的にはもう少し動いているのでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。では質問についてはここまでにさせていただいて、以後、クローズドで意見交換ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

<委員了承>

では、ここで記者の方には御退席いただきまして、後、意見交換をさせていただきます。

【議事1(2)意見交換】

●会長

それでは、ここから少し、残された時間が20分ぐらいですけども、忌憚のない御意見を交わしていただき、もう少し突っ込んだデータや状況の御質問もよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員

調査は調査であって、どう対応するかというのが大変大事だと思います。それぞれ種別に対応策が明示されてありますが、何かもっと横断的に、共通するものが対応策であるのではないかということも思っております。そうしたときに、生徒指導の原理とか機能とか、原点に立ち戻って、横断的な何か対応策を示せたら、つつい忘れがちなことを思い出すのではないかと思います。原理の中で、自分も昔、生徒指導に携わるようになっていろいろ本読んだり勉強したりするときに、すごく目からうろこというか、自分の感覚を一新させた言葉があるのですが、これは生徒指導の原理の中に、「生徒指導は個別的で発達的である」という一文があって、発達という言葉がちょっとわからなかったのも、さらにいろいろ調べていくと、要は、「現状を見据えて、そこから上がっていく見方である」という部分を理解すること。今までは目標から見おろして、「何だその大きなズボンは！」とか言っていたのが、横から見ると、発達的に見ると、「ちょっと細くなっていいじゃない

か」とか、そういう視点に変わってくるということ。生徒指導の原理に書いてあるような、生徒指導は「個別的で発達的である」とか、あるいは「全ての生徒が対象である」とか、そういったところをもう一回個々の教員が押さえる必要があるのではないかと思います。もう一つは、生徒指導の機能です。3つあって、生徒指導の機能を生かした活動を、点検なりチェックも含めてやる必要があるのではないかと常々思っていました。1つは、「自己決定の場を与える」というのがあったと思います。2番目には「人間的な触れ合いを大事にする」ということがあったと思います。それから、「自己存在感を与える」。この3つについて常に照らしながら、チェックしながら、「この指導はそうなっているだろうか」とか、あるいは親御さんの子育てにおいても、今みたいな3つの生徒指導の機能が生かされるような子育てをしていくとか、そういったことも何か根本的な生徒指導のその辺を確認していくような記載をしていく必要があるのではないかと感じます。

#### ●会長

ありがとうございました。

横断的という言葉は、今のお話の中では、いわゆる教員研修を通じて、根本的なところ、生徒指導提要にもそういう調子で書かれているので、そういう基礎のところをしっかりと徹底するよという御意見だったと思います。ありがとうございました。

#### ●委員

今の御意見に同感ですけれども、初任研の研修講座で、生徒指導に関する話をしましたが、生徒指導という言葉聞いてどんなイメージを持ちますかと尋ねたときに、問題があったり、何か気になる行動がある子に対する対応だと答えた方が随分いらっしゃいました。もちろん中には、日々の生活全てであるとか日ごろから声をかけること、それらが生徒指導だと答えてくださった方もおられました。改めて、今委員がおっしゃったように、生徒指導が目指していることであるとか、大事にしなければならないことであるとか、生徒指導とは学校生活全て、生活全てなんだということ、これは会長さんが最初にもおっしゃったのですが、本当に生活の基盤に置かれていることなんだよということをもう一度認識し直すことが大切だと思います。新任の方の研修の反応から余計にそれを思ったところです。ですから、是非、委員がおっしゃったことが大事であるということ、学習の中での指導も生徒指導であり、学力をつけるだけではなくて、学習を進めながら人とどうかわるかとか、自分の意見をどう伝えていくとか、わかってもらうためにはどういう発表の仕方をするのかということなども含め、生徒指導の具体場面の一つであると認識できること

が未然防止にもつながっていくのではないだろうかと思います。

それともう一つ、発達の話も出てきましたけれども、1年生から6年生、それから中学校と、心理的な発達の様相が変わってきますので、そのあたりもしっかりともう一度確かめ合っていくことも必要かなと思います。特に高学年というか、少し自分の感情がわかってきたり、その感情が言葉に出せるようになってくるときというのは大変かかわりが大事なときだと思います。相談を受けたお子さんの中に、「今までは自分の感情がわかんなかった、とにかくイライラするから、もうぱっぱぱつとやってしまった。」「僕ってこうなっちゃうんだよね」と、そして、「ぱっぱぱつとしたくないんだけど、そうなのちゃう、何かイライラする、本当は何とかしてほしいんだ。」というようなことを言えるようになった子供さんがいらっしやいました。小学校の中学年から高学年あたりなのですが、その時に自分の気持ちがわかり、言葉にできる時期が来たんだなと認識することと、そこに的確に対応していくということが必要だと思っています。特に小学校の高学年頃から、不登校の数値としても新規であったり、数が増えてきたりということは、自分が周りとちょっと違うかもしれないとか、何かうまくいってない感じがしっかりと確認できるようになっていく頃ですので、そうした対応が必要であると思います。その点から、心の発達はこういう状況で推移するということ、具体的にはこんなぐあいになっていくんだよということをしっかり子供たち自身に伝えていくことも大事になると思います。

#### ●会長

ありがとうございました。

#### ●委員

冒頭に重大事態の話をさせていただきました。大変発言を焦ってしまって、申しわけありません。

聞きたかったのは、内容もですけれども、今回の各市町村の対応として、重大事態だという認識と、そこから共通の対応策みたいなものがどんなふうであったのか、というのがちょっと知りたかったものですから。

#### ●会長

多分、県のほうでその分析はしておられると思いますので、概要をお話しただけだと思います。

#### ●事務局

重大事態になるものにつきましては、1つは心身に重大な被害が、身体的にもそうです

し、金品を取られるとか、そういうのも含めてですけども、そういうものと、いじめがもとになって30日以上欠席するという、この2つのパターンがございます。各市町村からも、重大事態の発生につきましては件数のみが来るわけですけども、その中身も少しだけ把握しておりますが、おおむね不登校になるというような状況のものがほとんどでございます。

それから、重大事態ということの周知も進んでおりまして、保護者からの訴えによって重大事態として取り扱うというものもありますし、重大事態が疑われるというものもありますので、実際に調査をして、進める中で、そうではなかったというものも含まれております。

●会長

全国的に見て、ちょっと多いような感じがするような記事がさっき出ていましたけれど、その辺については何か分析がありますか。

●事務局

ほかのところとは比べてないのでちょっとわかりませんが。状況的には、そういう感じは受けておりません。全国の割合と比べると高いかと言われると、そうではないと思います。

●会長

重大事態は10数件、20件近いですけど、どこかに限って起こるということは余り考えられないけれど、例えば人口の多いところに集中しているとか、中山間地でもそうであるとか、そういう状況についてはいかがですか。

●事務局

いわゆる大きい自治体だけではなくて、小さな自治体でも起こっているということもありますし、同じ学校で複数起きるといふときもございます。

●委員

今のような状況を学校が把握する、保護者とのいろんな説明があったり、先ほどの不登校が、それを機に不登校になってしまっているケースが概ねあるというようなことがあったようですが、今の市町村のそういう、いわゆる審議会でもないですけども、検討するような、今後の対応等について検討したということについてはいかがでしょうか。

●事務局

もちろんそれぞれの教育委員会の中で検討され、報告もなされて、それぞれ首長に報告

されるというようなきちんとした手続はとっておられます。

●委員

今のような場合も、不登校の状況になってしまったということに対する特別な措置みたいなものはあるものですか。

●事務局

それは一般的な不登校と同じ対応ではあります。

●委員

同じ。

●事務局

はい。ただ、重大事態については、その重大事態がなぜ起こったのか、いわゆるこれを防ぐのはどうしたらいいのかということで報告書をつくられるわけですが、対応については、不登校を解消することや、それからいじめももちろん解消した上での話ではございますけれども、対応はなされております。

●会長

ありがとうございました。

私も全部知っているわけではないのですが、比較的、学校での初期対応の遅れといいましょうか、取りかかりが遅いために、気づいたら結構もう2週間以上休んでいましたという話になって、そうするともう30日がすぐですので、対応を始めたときにはもう重大事態に向かって進んでいるというケースが多いように思いますので、やはり初期に丁寧に見ていくということが必要なのかなという印象を持っています。ありがとうございました。

●委員

私の聞き落としかもしれませんが、16ページの教育相談の状況についてお聞きします。相談件数が減少した理由は、電話相談のため、相談しづらくて減少してしまったのかと思っていました。それにしても結構相談件数が少なくなっていますが、他に何か理由が考えられるでしょうか。相談する内容がなかったとか、そういうことであるなら問題ないと思うのですが、相談しづらくて相談できないということであれば心配だと思います。

●会長

わかりました。これは、子供本人か保護者かは聞いていないですね。

●事務局

そうです。

市町村の教育委員会所管の機関については、具体的に、なぜそう少なくなっているのかというところまでは把握はできておりません。

●会長

倍半分ですからね。

●事務局

はい。ただ、先ほども話が出ておりましたけど、電話相談はどんどん増えるという傾向にはないというのは、皆さん方、先ほども御指摘があったとおりでございます。相談の仕方については、今後検討していく必要があるというふうに認識はしております。

●委員

ありがとうございました。

●委員

17ページ、ダイジェスト版ですね、暴力行為の発生件数、下の枠で囲ったところに今後の対応ということで、特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進と書いてありますね。これは非常に大切なことだと思いますが、その次のページの19ページですか、ここの、小学校・中学校の不登校児童生徒への今後の対応については17ページの、特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進が落ちているんですね。といいますのが、長期欠席や不登校の要因のところ、不安の傾向があるというのが先ほどの話にもありましたね、無気力の傾向があるとか。そのあたりは、本人の心理的なレベルの問題もあると思うのですが、本質的に、本来持っているその子供の不安水準の高さというのがあり、みんなと仲よくしたいけれどもなじめない、その結果孤立してしまう。孤立していくことは非常に寂しい、そういった気持ちを持っている子供さんはたくさんいて、不登校につながるということもあるかもしれません。したがって、個別にそういう子供を見つけて対応していくということも非常に大切と思うんですね。

私は、最近、認知症の方にかかわっていますが、認知症の予防とか進行をおくらせるということで、必ず言われるのは、「皆さんと一緒に楽しく」ってということなんですね。これはもう小学校からずっと大人の社会でも、それがもう絶対的な善であるという、みんなと仲よくしないといけない、孤立してはいけないと。果たして、集団の中で孤立することが悪というか、よくないこと、一人はいけないという、そういう漠然とした考えが子供にはあるのでしょうか、先生方にもあるのかなと思います。そう考えると、例えば孤立していても居心地よく学校で過ごせる、教室で過ごせる、そういう環境をその子供にどうい



ふうに提供していったらあげるかということ、その視点が非常に大事ではないかなと思うのです。お年寄りの認知症の人にも、どうしても皆となじめないという人がいるのです。今のような感覚でいくと、どうしても引きずり出したいという気持ちになるのですが、かえって閉じこもってしまう。

今、大人のひきこもりが非常に多いですね。いろんな要因があると思いますけれど、その人たちはやはり学校時代の自分のそういう孤立体験から受けた傷つきみたいなことがトラウマになっているというようなことが恐らくあると思うのです。そのあたりを考えながら、教育現場でできるだけ不登校の子供たちをつくらないということに関して、今、私が申し上げたような視点も大切かなと思います。

#### ●会長

非常に大切な御指摘で、大学教育をやっていると、1人であることができない大学生というのが本当に大きな問題だと思います。気持ちよく1人であるということができないと、本当の意味での共同学習も成り立たないですね。だから、共同学習ということの一番最初に、みんなと協調的にやることばかりを言いますと、ぶつからない意見を言うようにというプレッシャーがどうしてもかかるので、今後、対話的な学びというのを推進していくときに、人と意見が違うということを気持ちよく言えないと、対話的な深い学びにはならないので、むしろ、1人であるということがちゃんとできるということが基本ではないかなと思うのですが。もちろんそのことと協調性ということとは関係するわけですが、今おっしゃったように、先生方の中に、協調原理のほうが先に出てくると、やはりそのことにプレッシャーを感じる子供もいるのではないかなという大切な御指摘をいただいたと思います。

#### ●委員

重大事態の話に戻りますが、去年、かなりの件数が県内でもあったということで、重大事態に対する調査されて、一定の指導とかが行われていると思うのですが、その後の経過について、もう現に報告が来ているとか、今後そういう報告を定期的に受けていくとか、そういうことは何かあるのでしょうか。

#### ●事務局

私たちは県立学校になりますけれども、県立学校の場合ですと、その状況のときに報告書が出るわけですが、その報告書の中で、現在こういう状況であって、今後こういう方向に支援をしていくというようなこともあって、実際に学校に復帰もして、できている場合

もちろんあるわけですがけれども、学校をかわって、次の場所で頑張っていますというようなことについての報告もございます。

●委員

一応いじめが解消されましたという形で報告が上がっているということですか。

●事務局

報告が来る状況のときには、いじめは解消した状況で調査するわけですので。

●委員

わかりました。

●会長

なかなか重大事態の場合は個人情報にかかわるものだけしかありませんので、そのことがなかなか、どういう知見なのかっていうことを共有すること難しいケースが多いとは思っています。

●委員

私、人権擁護委員をさせていただいております。

特に中学校でのいじめ問題について何とかしようということで法務省、文科省あたりが連携しながら、法務省としてはいじめ問題に対する人権教室をやっていこうということで、松江市でも、27年度から今年度まで合計6校に出かけております。7校目、実は去年やった学校からぜひもう一回来てほしいということで、今年また出かけることになっています。その中でやっていることですがけれども、不登校あるいはいじめという中で、対人関係の形成能力の育成という、今後の対応の中で、特に暴力行為の中で出ておりますが、未然防止の取組の推進という面から、私たちがやっていることを紹介させてもらう時間をいただいでよろしいでしょうか。

簡単に、紙を用意してきておりますが、ちょっと見ていただいでよろしいでしょうか。

「リスペクト アザーズ」というDVDを使っております。これを用いることで、子供たちにかなり自分たちを振り返るという効果が出てきているように感じております。ちょっと粗筋だけ読ませてやってください。このDVDは中学生の人権作文コンテストで選ばれた人権作文をもとに制作されたものであります。主人公の少年、翔は、小学校のとき父親の転勤でアメリカのサンディエゴで暮らしていた。野球のスポーツクラブに入った翔は、ミスをして一生懸命やっているなら、そのミスを責めない、「リスペクト アザーズ」とお互いを認め合う文化に触れて帰国するようになりました。ところが、日本での生活で

は、授業中に、わかっている、手を挙げると白い目で見られたり、入部した野球部でも、フライのとり方を教えたりすると、自慢しているように言われたりしてだんだんとやる気をなくしていく日々でありました。そんなとき、アメリカで仲よしだったマイクからメールが届きました。そのメールで翔は愚痴を言うのですが、彼、マイクのほうから返信が届き、アメリカだってすぐにお互いをリスペクトし合う文化が生まれていない。長い人種差別の時代を経て、ようやくかち取った文化なのだ。翔、まず自分から「リスペクト アザーズ」を始めてみろよと励まされ、打ちのめされそうになった気持ちを盛り返し、新たな気持ちで生活を始めようとするようになります。

そんなお話なのですが、大体十二、三分ぐらいの話なのですが、下の写真のように、これぐらいのグループになって取り組みます。初めは何かちょっと後ろ向きだったり横を向いたり、友達と悪ふざけしたりしている子供もいるのですが、このDVDを見るときはじっと見入っていきます。それが終わってから、じゃあ、これからどうしようかというふうな話をする中で、大変子供たちが変わっていくというか、その時間内ではなかなか見えない姿も、その後、感想文を書いてもらうのですが、とても子供たち一人一人が前向きになって、学級の合い言葉にしようというふうなことをたくさんの子供が書いてくれております。

対人関係形成能力ということを言われておりますけれども、ただいじめはいけないとか、無視してはいけないとか、そういうふうなことではなくて、自分がどんなふうに周りの人とかかわっていけばいいのか、という基本的なところをやはりきちんと教えてやる必要があるかなと思います。そういう中で、いじめであったり不登校であったりというものがやっぱり変わっていくのではないかなというふうに我々は期待を持っております。少しずつの活動ではありますけれども、中学校の方にこれからも入って、ぜひ子供たちに伝えていきたいという思いで今ここにあります。

#### ●会長

ネットで調べると結構たくさん出てきていて、こういう感じで出てきたり、全国公立高等学校の協会のホームページでもそれが紹介されていたりと思いますので、ぜひ、そういったものも活用して、教員研修なり、子供たちにやっぱり届けるということですね。

#### ●委員

そうですね。随分表情が変わってくるというのでしょうか。実は中学校の道德の今、教科書というのでしょうか、その中にもこの作文が取り上げられています。

## ●会長

ネット上にも指導案がたくさん出ていました。

ありがとうございました。

ほかに何かお気づきになったことがありましたら。せっかく資料2で分析していただいたのがあって、それ拝見して思っていたのですが、やっぱり不登校未然防止っていうことを考えると、どうしても最後は担任の先生の力量に行き着くところがあると思います。担任の先生だけではないのですが、どうしても担任の指導力というのが大きくて、今日お示しいただいたのは小学校の中学年ですよね、3年生、4年生、そのあたりの担任の先生方の生徒指導上、あるいは教育相談上の実力みたいなことがやはり問われていて、比較的、経験的には少ない先生が当たったりするようなこともあるように伺っておりますので、その辺の先生方のサポートをしっかりとされたらいいじゃないかなということを一つは思いました。ちょうどやはり小学校中学年というのは、5、6年に向かっての学力形成にも一番大事な時期でございますので、できたら学級経営を基盤にして、学力、学びというところに向かって積極的に踏み出すような学級を中学年でつくれたら、恐らく高学年に向かって伸びていくような学力になるのではないかとということを今日の調査から少し感じさせていただきました。

それから、子供たちが自分たちで考えるということ、さっきの「リスペクト アザーズ」などもそうですが、言語化する機会をどうつくってやるかということが大事で、ぼんやり考えてはいるのだけれど、なかなか言葉にする機会がなかったり、言葉にする仕方がわからなかったりということがあって、いわゆるリフレクションの力を育てるということがぜひ必要だと思います。社会的に正しいことや望ましい姿の表現を求めるだけではなく、弱いところとかつらいところとかしんどいところの出し方といいましようか、出すときとか出す場所とか出す相手とか、そういったものに配慮のある生徒指導をしていかないと、正しいことを正しいように言うばかりの生徒指導では、なかなか言えなくなってしまうことばかりだというふうに思いました。

先般、出雲市で起こったちょっと大きな事件がありました。あの事件も一応成人ではありますけれども、高専の学生だということを考えると、校長先生がインタビューで言っておられましたけれど、全くそういう傾向の見られない子ということでした。多くの事件で言われることだと思います。逆に言うと、学校の感度が悪かったということではなくて、言いたくても言えないものを抱えているということについては、どの子もある意味で同じ

なのですね。だから、そういったことの弱いところやつらいところやしんどいところの出し方を教えるとか、出す場所を教えるとか、出す相手がいるということがわかるということだけでも大分空気がよくなってくると思いますし、暴力件数なんかもそういったことで減っていけばいいかなと思ったりもいたしました。

まとめ的なことを言いました。また何かございましたら。

では、今年度第1回目ということで、審議会、今日一応予定しているものは以上でございます。

その他ということになるかもしれませんが、事務局のほうにお返しいたします。

#### 【事務局あいさつ（教育監）】

事務局を代表いたしまして御礼申し上げます。今日も長い時間にわたりまして、本当にさまざまな視点からの御指摘、御意見、まことにありがとうございました。

前半のほうで、例えば調査のやり方、把握の対象について、あるいは分析の方法について等もいろいろ御意見をいただきました。事務局としても何とか頑張って、よりこの議論において皆様方の御意見を頂戴しやすいような、そういうものも作成に努めてまいります。事務局の能力にも限りもございますので、またその辺のところは温かい目で見てやっていただければと存じます。

また、現場に対するさまざまな調査による実態把握というのも、実は今、働き方改革というところも一つ大きなテーマで上がっておりまして、特にこういった性格の調査というのは、ただ数を上げてもらうだけではなくて、その後どうなったか、どう改善したか、そういうところまで全て情報をこちらがきちんと把握した上で、皆様にお知らせするというような、そういった必要も出てくるのかなと思うと、なかなかそのやり方についても考える必要があるかなという、そういう身内の事情もございます。

ちょっと長くなりましたが、私も、昨年1年、現場に帰っておりまして、こういった種類の性格の問題に対して、教員は非常に真摯に向き合っていて、ほかの教育活動を一旦ストップさせてでも取り組んでいるというのが実態でございますが、先ほど肥後先生からも、先生方へのサポートという言葉もありましたけれども、私どもとしても、現場の教員へのサポートも含めて、こういったいろいろな生徒指導上の課題が解決に向かう、改善に向かうように努めてまいりたいと思います。今後ともさまざまに御意見、御提案をいただきますようお願いいたします。

明日はたしか神在月の入りの日ではなかったかと思います。朝晩冷え込むころでございますので、どうか御自愛いただきまして、また今後ともひとつよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。